

令和6年度

第2回滋賀県特別職報酬等審議会

資 料

目 次	ページ
1. 第1回審議会での意見にかかる追加資料	
知事・副知事の1期（4年間）の給与および退職手当 の類似団体との比較	1
2. 知事・副知事の給料・退職手当および県議会議員の報酬の検討資料	
(1) 第1回審議会が出された方向性	2
(2) 知事・副知事の給料月額および議員の議員報酬	2
(3) 知事・副知事の退職手当	3
(参考資料)	
・ 地域手当について	4
・ 一般職の退職手当の見直し	5

知事・副知事の１期（４年間）の給与および退職手当の類似団体との比較

【地域手当支給割合同一団体】

１ 知事

	給料月額(円)	期末手当額(円)	年額(円)	退職手当額(円)	総額(円) (年額×４年分＋退職手当)
8 茨 城 県	1,340,000	6,606,200	22,686,200	36,019,200	126,764,000
9 栃 木 県	1,290,000	6,359,700	21,839,700	37,152,000	124,510,800
11 埼 玉 県	1,420,000	7,000,600	24,040,600	40,896,000	137,058,400
12 千 葉 県	1,517,880	8,014,406	26,228,966	40,032,000	144,947,864
22 静 岡 県	1,301,000	6,413,930	22,025,930	40,591,200	128,694,920
24 三 重 県	1,280,000	6,310,400	21,670,400	34,406,400	121,088,000
28 兵 庫 県	1,465,960	7,120,116	24,711,636	40,521,600	139,368,144
29 奈 良 県	1,262,560	6,001,286	21,152,006	35,487,648	120,095,672
34 広 島 県	1,493,175	7,272,803	25,190,903	35,602,848	136,366,460
40 福 岡 県	1,422,900	6,850,682	23,925,482	33,631,200	129,333,128
平均	1,379,348	6,795,012	23,347,182	37,434,010	130,822,739
25 滋 賀 県	1,250,000	6,162,500	21,162,500	35,400,000	120,050,000

２ 副知事

	給料月額(円)	期末手当額(円)	年額(円)	退職手当額(円)	総額(円) (年額×４年分＋退職手当)
8 茨 城 県	1,080,000	5,324,400	18,284,400	21,772,800	94,910,400
9 栃 木 県	1,010,000	4,979,300	17,099,300	21,816,000	90,213,200
11 埼 玉 県	1,134,000	5,590,620	19,198,620	25,038,720	101,833,200
12 千 葉 県	1,212,120	6,399,992	20,945,432	23,976,000	107,757,728
22 静 岡 県	1,063,000	5,240,590	17,996,590	20,409,600	92,395,960
24 三 重 県	1,010,000	4,979,300	17,099,300	17,937,600	86,334,800
28 兵 庫 県	1,148,700	5,579,196	19,363,596	23,688,000	101,142,384
29 奈 良 県	984,880	4,823,260	16,641,820	19,773,360	86,340,640
34 広 島 県	1,172,825	5,712,475	19,786,375	20,161,680	99,307,180
40 福 岡 県	1,138,320	5,480,546	19,140,386	20,424,960	96,986,504
平均	1,095,385	5,410,968	18,555,582	21,499,872	95,722,200
25 滋 賀 県	980,000	4,831,400	16,591,400	19,286,400	85,652,000

知事・副知事の給料・退職手当および県議会議員の報酬の検討資料

(1) 第1回審議会で作された方向性

① 知事・副知事

ア 給料

- ・ 引き上げる。

イ 退職手当

- ・ 退職手当のみの比較だけでなく、1任期4年間の支給総額についても比較したうえで検討する。

② 議員報酬

- ・ 知事・副知事の給料の改定方針を踏まえ、引き上げる。

(2) 知事・副知事の給料月額および議員の議員報酬

案① 前回改定（平成27年度）以降の一般職の累積給与改定率（+5.37％）を適用（万円未満四捨五入）

	現行額	改定後	改定額	改定率	年収（月額×12+期末手当） （現年収との比較）	備考
知事	1,250,000円	1,320,000円	70,000円	5.6%	22,347,600円 (+1,185,100円)	
副知事	980,000円	1,030,000円	50,000円	5.1%	17,437,900円 (+846,500円)	知事の改定率に準じて改定
議長	980,000円	1,030,000円	50,000円	5.1%	17,437,900円 (+846,500円)	副知事と同額
副議長	850,000円	900,000円	50,000円	5.9%	15,237,000円 (+846,500円)	知事の改定率に準じて改定
議員	800,000円	840,000円	40,000円	5.0%	14,221,200円 (+677,200円)	知事の改定率に準じて改定

案② 前回審議会（令和元年度）以降の一般職の累積給与改定率（+4.23％）を適用（万円未満四捨五入）

	現行額	改定後	改定額	改定率	年収（月額×12+期末手当） （現年収との比較）	備考
知事	1,250,000円	1,300,000円	50,000円	4.0%	22,009,000円 (+846,500円)	
副知事	980,000円	1,020,000円	40,000円	4.1%	17,268,600円 (+677,200円)	知事の改定率に準じて改定
議長	980,000円	1,020,000円	40,000円	4.1%	17,268,600円 (+677,200円)	副知事と同額
副議長	850,000円	880,000円	30,000円	3.5%	14,898,400円 (+507,900円)	知事の改定率に準じて改定
議員	800,000円	830,000円	30,000円	3.8%	14,051,900円 (+507,900円)	知事の改定率に準じて改定

(3) 知事・副知事の退職手当

案① 退職手当支給割合についても本県一般職の改定（調整率87%→83.7%（平成29年度実施））を適用

	改定後給料月額	改定後退職手当額	退職手当改定額	支給割合	1期4年間の支給総額 (給料+期末手当+退職手当) (現支給総額との比較)	備考
知事	1,320,000円	35,988,480円	588,480円	56.8% (△2.2%)	125,378,880円 (+5,328,880円)	
	1,300,000円	35,443,200円	43,200円		123,479,200円 (+3,429,200円)	
副知事	1,030,000円	19,479,360円	192,960円	39.4% (△1.6%)	89,230,960円 (+3,578,960円)	
	1,020,000円	19,290,240円	3,840円		88,364,640円 (+2,712,640円)	

案② 現行の支給割合を据置き

	改定後給料月額	改定後退職手当額	退職手当改定額	支給割合	1期4年間の支給総額 (給料+期末手当+退職手当) (現支給総額との比較)	備考
知事	1,320,000円	37,382,400円	1,982,400円	59%	126,772,800円 (+6,722,800円)	
	1,300,000円	36,816,000円	1,416,000円		124,852,000円 (+4,802,000円)	
副知事	1,030,000円	20,270,400円	984,000円	41%	90,022,000円 (+4,370,000円)	
	1,020,000円	20,073,600円	787,200円		89,148,000円 (+3,496,000円)	

※現行の支給割合は、改定のあった平成27年当時の人口・財政規模類似団体の退職手当の平均額と均衡を図るよう金額を見直すこととし、そこから逆算して支給割合を決定したもの。

地域手当について

1 地域手当とは

- ・給料表の水準が平成18年に引き下げられた際に、地域の民間企業との差が生じるため、その差を埋めるために支給することとなったものです。
- ・国では、市町村を単位として支給割合が定められていますが、本県は、現在、一般職に県内一律で6%の地域手当を支給しています。

2 「給与制度のアップデート」について

・若年層給与水準の競争力向上や地域の民間給与水準反映等、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、令和7年4月から、「給与制度のアップデート」を実施することが、今年度の人事院勧告および人事委員会勧告で出されました。

・その中で、地域手当については、支給地域の単位の広域化および級地区分の見直しが行われることとなり、都道府県を単位の基本として中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映するよう見直されました。

・滋賀県は、茨城県、栃木県、奈良県等と同じ4%の支給割合となりました。(下表参照)

見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地(20%)		東京都：特別区
2級地(16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地(12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地(8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地(4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

※令和6年人事院「本年の給与勧告のポイント」より

一般職の退職手当の見直し

1 退職手当の計算方法

・一般職の退職手当については、以下の方法で計算します。退職手当制度は全国的なものであり、都道府県による違いはほとんどありません。

退職手当 = 基本額 + 調整額

基本額：退職時の給料月額 × 在職期間 × 退職理由別支給割合 × 調整率

調整額：役職に応じた定額

2 退職手当の見直し

・国家公務員の退職給付（退職手当および共済年金給付（使用者拠出分））については、官民比較に基づき、おおむね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保しています。

・この調査は人事院が実施しており、全国の民間企業を対象として行われるものであるため、都道府県や市町村等の地方公務員の退職手当についても、国家公務員の改定に準じて同内容で改定されています。

・最新の調査は令和3年度に実施されましたが、官民に大きな格差はなく、改正はありませんでした。

・平成27年度以降では、平成28年度に実施された調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ったことから、退職手当の支給水準を引き下げることとされ、滋賀県も国に準じて同内容の改正（調整率を87/100から83.7/100に引下げ）を行いました。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 （平成29年法律第79号）の概要

○ 国家公務員の退職給付（※）については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保

※ 退職給付：退職手当及び共済年金給付（使用者拠出分）

○ 人事院が行った官民比較調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ることから、退職手当の支給水準を引下げ

法律概要

1 退職手当の支給水準の引下げ

官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、87/100から83.7/100に引き下げる。

国家公務員の退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出。

基本額：退職日の俸給月額 × 勤続期間 × 退職理由別支給率 × 調整率
調整額：職責に応じた加算額

※ その他、基本額を算定基礎としている特別職職員等の調整額について、調整率改定の影響を与えないようにするため、所要の措置を講ずる。

2 施行期日

平成30年1月1日

※内閣官房「国家公務員退職手当法等の改正について」平成29年における改正概要より